

5月臨時教育委員会会議録

開催年月日	令和3年5月14日（金）
開催時間	午前10時00分
開催場所	本館7階 701会議室
出席委員	中山 教育長 村本 教育長職務代理者 水野 委員 藤井 委員
出席職員	田中副教育長・小山教育監・式教育政策課長・奥谷教育政策課長補佐

【中山教育長】 それでは、5月臨時教育委員会を開催いたします。

{議案審議}

【中山教育長】 議案審議に入らせていただく前に、本日の会議録署名委員に水野委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日、岩井委員からは欠席届が出ておりますのでよろしくお願いいたします。

では、議案第14号「損害賠償に関する和解専決処分承認に係る市議会議案提出について臨時代理承認の件」について審議いたします。

提案理由を、式教育政策課長より説明願います。

【式教育政策課長】 議案第14号「損害賠償に関する和解専決処分承認に係る市議会議案提出について臨時代理承認の件」についてご説明申し上げます。

市議会への議案提出につきましては、本来であれば教育委員会において議決を求めべきものですが、急を要し会議開催のいとまがなかったため、教育長に対する事務委任に関する規則第3条第2項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をしましたので、委員会の承認を求めるとのことです。

内容につきましては、公用軽自動車による交通事故に係る損害賠償に関する和解であり、特に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年4月23日で市長専決処分を行いましたので、直後の令和3年5月市議会臨時会に同条第3項の規定による市議会の承認議案を提出するにあたり、市議会の開会告示日までに教育委員会開会のいとまがなく急を要したため、教育長による臨時代理を行いましたので、その承認をお願い申し上げます。

事故の概要でございますが、令和2年12月14日、八尾市役所地下駐車場におきまして、教育委員会事務局職員が運転する公用軽自動車の後方に停車していた相手方甲の運転する、相手方乙所有の車両に接触し、相手方甲が負傷をするとともに、相手方乙の車両に損害が生じたものでございます。

和解の主な内容でございますが、本市は、本件事故に係る人身損害賠償として、86万3,720円、物的損害賠償として、15万円の支払義務のあることを認めるものでございます。

なお、本件事故の過失割合は、本市が10割でございます。

また、今後、本件事故に関し、双方とも裁判上または裁判外において、一切、異議及び請求の申し立てをしないことを誓約するものでございます。

以上が、議案第14号「損害賠償に関する和解専決処分承認に係る市議会議案提出について臨時代理承認の件」につきましてのご説明でございます。

かねてより、交通事故の防止につきましては、注意喚起しているところでございますが、今回このような事故を起こしまして、ご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。今後、一層の安全運行につきまして、さらに指導してまいる所存でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中山教育長】 相手方との和解が確定しましたので、式課長から説明がありましたように、5月18日の臨時会本会議に提出する必要性がありましたので、4月23日に専決させていただきました。

【中山教育長】 委員の皆様、この件につきまして質疑等ございませんか。よろしいですか。

では、質疑もないようですので採決に移らせていただきます。

まず、議案第14号につきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第14号「損害賠償に関する和解専決処分承認に係る市議会議案提出について臨時代理承認の件」について、原案どおり承認と決しました。

予定の議事は以上ですけれども、教育委員の皆様、また事務局から何かございませんか。ないようですので、5月臨時教育委員会を終了いたします。